

原第6号粉末活性炭（水道用）購入 仕様書

1 規格、数量

- (1) JWWA K 113:2005-2
- (2) 「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年 厚生省令第15号）に適合していること。
- (3) 原料は木質系とし、水蒸気賦活法により製造されたものであり、ふるい残分（ふるい目開き75 μ m）は5%以下であること。
- (4) 10kgごとに袋詰めし、水分が蒸発しないように梱包すること。
- (5) 納入は車上渡しとする。
- (6) 購入予定数量 4,000kg
- (7) 1回の予定発注数量 10kg入り \times 100袋

2 納品場所

新発田市水道局江口浄水場（新発田市江口550番地）

3 納品期限

令和9年3月31日（最終納期）

※発注は随時行うこととし、発注する数量を指定する日までに納品すること。

4 契約条件

- (1) 運賃、その他納品に係る経費は受注者の負担とする。
- (2) 契約締結時に「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年 厚生省令第15号）別表第一に掲げる40項目についての、令和7年4月以降に実施した最新の分析結果表の写しを提出すること。ただし、日本水道協会の品質認証品の場合は、契約締結日時点で有効な認証登録証の写しの提出をもってこれに代えることができる。
- (3) 薬品納品時にはその都度、品質試験報告書等を提出すること。
- (4) 災害時における水処理薬品供給に関する協定（別紙協定書参照）を締結すること。
- (5) 新発田市契約規則、新発田市物品供給契約約款及び関係法令に従うこと。
- (6) 予定数量は変動する場合があるため、契約は単価契約とする。

5 請求書提出先

新発田市水道局浄水課 TEL 0254-23-7194

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。